

第8回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成 27 年 9 月 1 7 日 (木) 10 時 00 分～12 時 00 分

場所 電力広域的運営推進機関 神保町ビル 2 階 201～203 会議室

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・スイッチング支援に関する事業者説明会を 10/15,10/16 に開催する。
- ・システムで取扱わない範囲のスイッチングに関するルールの整理をどのように行うか検討する。★
- ・システム運用開始までの期間における対応について、詳細検討のうえ整理する。★
- ・スマートメータ動静情報のやり取りはメールにて行うこととする。
- ・システム運用開始までの設備情報等の照会についても、同様にメールでのやり取りを行う方向で検討する。

<議事概要>

1. 前回議事録の確認 (資料 1)

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. 検討課題/スケジュール (資料 2, 3)

■「開催スケジュール」について

事務局より今後の予定を説明。事業者説明会を 10/15,10/16 に開催する旨を報告。

■「スイッチング支援に関するルール検討スケジュール (案)」

事務局より説明。特に質疑等はなし。

3. 業務規程・送配電等業務指針の記載 (案) について (資料 4, 資料 5)

事務局より業務規程・送配電等業務指針の記載 (案) について説明。

- ・業務規程には、スイッチング支援システムを利用して行う広域機関の業務について記載する方針。
- ・送配電等業務指針には、スイッチング支援システムを利用して行う業務に対して、会員に遵守して頂きたい事項について記載する方針。

■質疑等

- ・協議制等、スイッチング支援システムで取扱わない範囲のスイッチングについてはどのように取扱うか。現行のローカルルールのままなのか、別建てでどこかに明記するのか。

⇒別途検討の上回答する。(事務局回答) ★

4. 事業者説明会について (資料 5)

事務局より事業者説明会について説明。

- ・10 月 15 日、16 日の 2 日間計 3 回開催の予定、場所は江東区文化センターにて行う。
- ・システムの利用方法など、手続面の説明会となる。
- ・18 日に HP にて開催案内を掲載、メールにて参加申込受付を開始する。

■質疑等

- ・30 分電力量提供他機能の連携テストについて、10 月にテスト申込の調整で 1～2 月に実施となっているが、対象は小売電気事業者の登録を受けた事業者が対象か。

⇒登録を受けようとする事業者が対象と考える。

- ・1～2 月のテスト申込が 10 月中のみでは、期間に無理はないか。

・11月以降に小売電気事業者登録の申込をし、4月から事業を開始しようとする事業者も1~2月にテストをできるスケジュールなのか。いつまでに申込をしないとシステムのテストが間に合わない等の情報は発信しないと混乱を招かないか。
⇒期間以降であっても申込は受付、テストへの対応を検討するが、一時期に集中しないように日程の調整をさせていただくこととなる。

・1~2月にさばける量の目安はどの程度か。

⇒申込を頂いた事業者とは必ず実施できるよう調整は行う。

・12月までにテストの申込がなければ、1~2月中のテストはできず、4月の事業開始には間に合わないということか。

⇒11月以降の申込であっても極力対応するようにするが、例えば2月末に申込まれ明日すぐテストを実施したいというような申込が殺到した場合、対処しきれない可能性があるため、個別調整になる。

・テストについて、4月事業開始に向けてはリミットがあると思うが、それまでに小売電気事業者の登録をされている必要があるということか。

⇒テストに必要な証明書の取得のために事業者コードが必要となり、そのための手続を考えるとテスト実施までには小売電気事業者の登録が完了し、広域機関の会員になる必要がある。テストの申込については、例えば小売電気事業者の登録の申込を行ったなど、見込みの事業者でも申込をできるよう検討をする。

・事業者説明会の際には整理をして説明をする。(事務局回答) ★

5. 使用量情報照会における本人確認について(個人・法人)(資料6)

事務局より使用量情報照会における本人確認について説明。

- ・個人、法人ともに、本人名義および使用場所の住所、証明力のある資料をもって確認する。
- ・資料は、単体ですべて確認できるもの若しくは複数組み合わせで確認できるものであればよい。
- ・法人については、現行の運用レベルを踏襲した公印付の委任状にて確認するものとする。

■ 質疑等

・証明書類として提示いただいた表のものは、システムで依頼を行う際に取り込み、添付する認識か。法人について納税証明書や印鑑登録証明書を添付するのは現実的ではないのではないか。

⇒個人については記載の通り、証明書類を取り込み添付いただくことを想定、法人については公印付の委任状を取り込み添付いただくことを想定している。

→通常の運用としては現実的ではないのかもしれないが、仮に納税証明書や印鑑登録証明書を添付いただいた場合でも、証明力のある資料として取り扱う。

6. 事業者申出による廃止を行えるケースについて(資料7)

事務局より事業者申出による廃止を行えるケースについて説明。

・現在ガイドライン案には、未払い時の事業者申出による廃止のケース以外にも、小売電気事業者が個別に供給条件として契約書等に定め、その契約書に定めた解除理由に該当した場合に事業者申出の廃止を行うことは問題ない。

・ただし、事業者申出の廃止を行う際には、解除に際しての制約については課されるものと認識。

■ 質疑等

・通常の方法で未払い以外での解約条件を付けることについては特段問題ない。

・本件は、ガイドラインに規定された事業者申出による廃止が未払いによるものだけであったため、基本料金を取らないような料金モデルの際解約できないような状況が発生するのでは、という問合せがあったのが経緯か。

⇒ご認識の通りである、基本料金を取らないようなモデルはあまり考えられないが、もし発生した場合にどうするかを検討した結果である。

7. 廃止申込における時間指定の考え方について（資料8）

東京電力より廃止申込における時間指定の考え方について説明。

・廃止の際の入力ルールが東京電力と他9社で異なるため、ご留意頂きたい。

■ 質疑等

・そもそも何故異なるのか。

⇒東京電力については、現行の契約の考え方を踏襲したものである。

・考え方が各社で異なるのは、システムによる違いがあるからか。

⇒システム上の問題ではなく、契約期間は1日が最小単位と考えている。したがって時間単位ではなく日単位で契約者が異なることとなる。例の場合、9/4には電気の使用があるため、契約の消滅日は9/5となり基本料金等の算定期間は、9/4までとなる。

・東京電力では、一般家庭ではブレーカを落としていけばよいとのことであり、スマートメータに代わっても基本的には遮断されないということか。

⇒標準運用については現在検討中である。

・1ページ目の青字注釈は東京電力ではどういった状況で適用されるか。

⇒同日中に別の契約者がいる場合に但し書きを適用し、電力量の協議をすることを考える。

・電力量は、協議の通り時間で分かれて提供される認識でよいか。

⇒その認識でよい。

8. 停電対応に関する事項について

電気事業連合会より停電対応に関する質問について回答

・停電に対する連絡を受けた際の小売電気事業者の取るべき対応については、ガイドライン等で明確化されるものと認識。

・各電力会社で連絡先の一元化がなされるのかについては、検討状況は異なる。電力会社の中でエリアごとに番号が異なるところもあるが、そういった地域では別のエリアにかけてしまった場合でも無下に断ることはなく真摯に対応する。

・停電問合せの電話は24時間365日対応。

・内線停電原因調査は現状送配電側の人間が現地に向い調査をすることとなるが、自由化後調査の無償・有償については各社検討中である。

■ 質疑等

・停電対応に関する小売電気事業者の取るべき対応については、13回の制度設計WGにて望ましい行為として書かせていただいているが、ガイドラインにてどの程度まで行うことが望ましいか、レベル感については現在検討中である。

・停電原因調査が有償となった場合、その関係は需要者と送配電、小売と送配電の関係どちらか。

⇒誰が送配電に連絡するのかにもよるかと思われる。

・原因箇所の切り分け後、箇所により有償無償の判断かと認識したが、出向をして調査をすることに対して有償となるか否かはどうか。

⇒出向し調査した結果、原因箇所が内線か外線かにより異なる認識。各社どこまでサービスでやるかを含め検討中である。

・各電力会社で対応が違うというのは理解できるが、今までサービスで行っていたことを有償にするのであれば、送配電事業者として方針についてきちんと説明頂くようお願いしたい。新電力に変えたから有償になったとクレームにならないように配慮頂きたい。

9. その他

・前回実務者会議にて、スマートメータ動静情報についてメールではなく、メディアで送付してもよいかとご相談いただいた件について。電力内で議論を行ったがメディアを郵送であれば、紛失リスクや頂いたメディアの取扱い（破棄など）、また情

報を早く頂きたい（郵送によるタイムラグ）を含め、電力としては前回提示したフォーマットを暗号化し、メールにてやり取りさせていたきたい。どうしてもメールでは送れないということであれば、メディアで受け取るのも難しいのでシステム運開後に対応いただくことを考えている。また、システム運開前の設備情報や使用量情報のやり取りもメールでやらせていたきたいと考えているので、動静情報についてもメールでの運用にご協力頂きたい。

⇒メールのやり取りであれば、各電力会社の対応はメールを受領したことを返答するなど、レベルに差が生じないよう対応の標準化をお願いしたい。

○次回は 10/1（木） 10:00～ 神保町ビルにて開催予定。

以 上